

## 介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型介護（予防）事業所の届出について

届出内容	提出期限
新規指定	指定希望日の前々月末 (例 4月1日指定の場合は、2月末日まで)
更新申請	指定更新日の前々月末 (例 4月1日更新の場合は、2月末日まで)
指定変更	変更があった日から10日以内
加算の算定に係る体制等の変更	算定開始月の前月15日まで (16日以後の届出の場合は、翌々月以降の算定となります)
事業廃止・休止	廃止・休止する日の1ヶ月前
事業再開	再開した日から10日以内

\* メールでも提出できます。メールにて提出する場合、件名を「総合事業更新申請 法人名」等にしてください。